

『学校会計入門〈改訂第6版〉』に関する補足

『学校会計入門〈改訂第6版〉』は2014年11月15日に発行されましたが、その後、同年12月2日に日本公認会計士協会は、学校法人委員会研究報告第16号「計算書類の注記事項の記載に関するQ&A」の改正を行いました。

このため、本書の内容の一部を次頁以降のとおり読み替えてください。

なお、この改正は平成27年4月1日以降（知事所轄法人については平成28年4月1日以降）の実務において参考とするものです。平成27年3月31日以前（知事所轄法人については平成28年3月31日以前）の決算実務にあたっては、従前の取扱いとなりますのでご注意ください。

上記研究報告の詳細は、次のウェブページをご参照ください。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/16.html

株式会社中央経済社

<252 頁 1 行目から 253 頁最終行までを以下に読み替え>

② 重要な会計方針の変更等

(ア) 会計方針の変更

会計方針の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められる会計方針から他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいいます。重要な会計方針を変更したときは、変更の旨、変更理由およびその変更が計算書類に与える影響額を注記します。ただし、その変更または変更による影響が軽微である場合は注記する必要はありません。

会計方針は、正当な理由により変更を行う場合を除いて毎期継続して適用します。正当な理由による会計方針の変更該当するものは以下のとおりです。

(a) 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

会計基準等の改正によって特定の会計処理の原則および手続が強制される場合や、従来認められていた会計方針を任意に選択する余地がなくなる場合など、会計基準等の改正に伴って会計方針の変更を行うことをいいます。

会計基準等の改正には、既存の会計基準等の改正または廃止のほか、新たな会計基準等の設定が含まれます。

(b) (a)以外の正当な理由による会計方針の変更

正当な理由に基づき自発的に会計方針の変更を行うことをいいます。この場合の正当な理由については次のとおり判断することが適当です。

- ・会計方針の変更は学校法人の事業内容および学校法人内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること。
- ・変更後の会計方針が一般に公正妥当と認められる学校法人の会計基準に照らして妥当であること。
- ・会計方針の変更は会計事象等を計算書類により適正に反映するために行われるものであること。
- ・会計方針の変更が財務情報を不当に操作することを目的としていないこと。

(c) 会計方針の変更に類似する事項

以下の事項は、会計処理の対象となっていた事実に係る見積りの変更、または新たな会計処理の採用等であり、会計方針の変更には該当しませんので留意してください。

- ・ 会計上の見積りの変更
- ・ 重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更
- ・ 新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用

(イ) 表示方法の変更

表示方法の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められる表示方法から他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいいます。

表示方法は、次のいずれかの場合を除き、每期継続して適用します。

- (a) 表示方法を定めた会計基準または法令等の改正により表示方法の変更を行う場合
- (b) 会計事象等を計算書類により適切に反映するために表示方法の変更を行う場合

表示方法とは、一般に計算書類項目の科目分類、科目配列および報告様式をいい、表示方法の変更には、貸借対照表の固定資産または流動資産の区分や収支計算書の同一区分内での勘定科目の区分掲記、統合もしくは勘定科目名の変更等を行うものと、その区分を超えて表示方法の変更をするものがあります。前者は単なる表示方法の変更ですが、後者の区分を超えての表示方法の変更は、重要な表示方法の変更として扱い、重要な会計方針の変更と同様に「重要な会計方針の変更等」に含めて注記します。

重要な表示方法を変更したときは、変更の旨、変更理由およびその変更が計算書類に与える影響額を注記します。ただし、その変更または変更による影響が軽微である場合は注記する必要はありません。

(ウ) 会計上の見積りの変更

会計上の見積りの変更は、会計方針の変更には該当しませんが、計算書類に重要な影響を与える場合には、重要な会計方針の変更に準じてその内容および

計算書類に与える影響額を注記することが望まれます。

平成 25 年会計基準が適用される年度では, 以下のような注記を記載することになります。

(記載例)

重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成 25 年 4 月 22 日 文部科学省令第 15 号）に基づき、計算書類の様式を変更した。なお、貸借対照表（固定資産明細表を含む。）について前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

<256 頁の末尾に以下を追加>

なお、重要性の判断については、学校法人の規模によって異なるため、学校法人が決定し毎年度継続的に採用することが望ましいですが、事業活動収入の一定割合や一定金額を超える取引または残高についてはすべて注記するなどすることも考えられます。

以上